

令和6年度 伊豆の国市立認定こども園預かり保育について

市立認定こども園では、平日の教育時間の前後や長期休業中(夏・冬・春休み)に「預かり保育」を行います。

1. 実施内容

種別	実施時間	預かり保育開始日	預かり保育料
① 平日 預かり保育 (開園日のみ)	7時45分～ 教育時間開始まで	【新入園児】 ・3歳児:4/11から ※ならし期間があり	100円/1時間
	教育時間終了～ 17時30分まで	【在園児】 ・4～5歳児:4/11から	100円/1時間
	※預かり保育料は日額450円が上限です。		
② 長期休業中 預かり保育	7時45分～ 17時30分まで	【新入園児】 ・3歳児:4/2から ※ならし期間があり 【在園児】 ・4～5歳児:4/2から	450円/1回

※「保育の必要性の認定」を受けた場合は、預かり保育料は無償となります。詳細は裏面をご確認ください。

【 預かり保育を実施しない日 】

- ・土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)、休園(代休)日(流行疾患や自然災害等による休園を含む)
- ・市が指定する日(年度初めの初日、入園式、卒園式など)

【 その他 】

- ・長期休業中預かり保育は、事前に申請すると給食の提供を受けることができます。(別途実費負担があります。)
- ・平日の預かり保育は、事前に申請するとおやつを提供を受けることができます。おやつを提供時間は14時45分です。(別途実費負担があります。)
- ・申込みをしていなくても、送迎が14時30分以降(午前保育の場合は12時以降)になった場合は、預かり保育料をいただくこととなりますのでご注意ください。

2. 申請手続き

- ・コドモンを利用して行います。詳細は園にお問い合わせください。
- ・園児の兄弟姉妹の参観日へ出席する場合、「幼稚園預かり保育料減免申請書」で申請することにより、預かり保育料は免除されます。(それ以外は有料です。)



【問い合わせ先】

にじいろこども園 電話 055-948-6620
伊豆の国市幼児教育課 電話 055-948-1447

3. 幼児教育・保育の無償化について

幼稚園の預かり保育は、「保育の必要性の認定」を受けた場合、無償化の対象となります。預かり保育を利用する前までに、必ず「保育の必要性の認定」に係る申請をしてください。申請前に利用した分は無償化の対象となりません。また、「保育の必要性の認定」を受けるためには、保護者全員が下記のア～キのいずれかに該当することが必要です。

- ア) 月に60時間以上労働することを常態としていること。(育児休業中は対象となりません。)
- イ) 妊娠・出産(出産予定月の2ヶ月前～出産後2ヶ月以内)
- ウ) 病気、負傷、心身に障害を有しているため、保育することが困難であること。
- エ) 同居している親族を、常時介護・看護しており、保育することが困難であること。
- オ) 就学中であること。(職業訓練を含む)
- カ) 求職活動を継続的にしていること。(3ヶ月以内)
- キ) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。

【提出書類】 ・施設等利用給付認定申請書(申請書は園にあります。)
・保育を必要とする事由の確認できる書類(就労証明書や申立書など)

【提出先】 園又は幼児教育課

【無償化対象額】 日額 450 円 × 利用日数(月額上限 11,300 円)